

○安全運転管理者及び自動車の使用者に対する、報告又は資料提出命令に関する事務  
処理要領の制定について

平成3年2月1日

佐警本例規（交指）第3号

改正 平成11年5月佐本交指第120号、18年5月佐本交企発第78号・佐本交指発第81号

この度の道路交通法の改正で自動車の使用者に対する報告又は資料の提出命令が新設されたことから、みだし要領を制定し、平成3年2月1日から施行することとしたので運用上誤りのないようにされたい。

なお、「安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領」の制定について（昭和54年佐警本例規（交企）第12号）は廃止する。

記

1 制定の趣旨

公安委員会は、安全運転管理者を選任している事業所の自動車の使用者又は当該安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対して、自動車の安全運転に必要な業務の推進を図るため必要と認める場合は、報告又は資料の提出を命ずることによって個別に指導を行ってきたが、一般の自動車の使用者に対する指導は、その必要性は認められても根拠となる規定がなかったため、十分な指導が行われなかった。

このため、この度道路交通法（昭和35年法律第105号以下「法」という。）が改正され、公安委員会は、駐車に関しての自動車の適正な使用の推進を図るため必要と認める場合は、自動車の使用者に対し報告又は資料の提出を命ずることによって、個別に指導することができることとなった。

このようなことから、問題のある安全運転管理者等及び駐車に関して自動車の適正な使用の推進を図るため「安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領」及び「自動車の使用者に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領」を定めた。

2 制定の要点

(1) 安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領（別添1）  
関係

佐賀県警察決裁規程（平成7年佐賀県警察本部訓令第6号）の一部改正により、報告又は資料提出命令に関する事務が交通指導課長及び警察署長の専決事務とされたことから、この事務処理要領について定めた。

(2) 自動車の使用者に対する報告又は資料提出命令に関する事務処理要領（別添2）関係

法の改正により、自動車の使用者に対する報告又は資料の提出命令が新たに規定されたことから、この事務処理要領について定めた。

3 運用上の留意点

(1) 安全運転管理者等に対する報告又は資料提出命令関係

ア 報告又は資料提出を命ずる対象は、総理府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに置くこととされている安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者等に限られる。

イ 報告又は資料提出を命ずる場合は、

(ア) 安全運転管理者の管理下にある運転者が交通事故や悪質違反行為を繰り返すおそれがあるとき。

(イ) 安全運転管理者等が自動車の使用制限処分を受けたとき。

(ウ) その他交通指導課長又は警察署長が特に必要と認めたとき。

とした。

ウ 報告又は資料提出命令は、安全運転管理者の管理下にある運転者が交通事故を起こしたり、無免許、飲酒、過積載運転等の違反行為をしたときなど、その安全運転管理者等による安全運転管理に問題があり、指導の必要があると認められる場合に発するものであるから、いたずらに権限の濫用との誤解を招くことがないようにすること。

(2) 自動車の使用者に対する報告又は資料提出命令関係

ア 報告又は資料提出を命ずる対象は、自動車を使用する権限を有し、その運行を支配し、管理する者で、通常は、自動車検査証（以下「車検証」という。）上の「使用者」がこれに当たるが、車検証の記載が実態と合致しない場合は、運行実態により判断することとなる。

イ 報告又は資料提出を命ずる場合は、

(ア) 同一の自動車について放置行為が繰り返されるなど、使用者の運行の管理に問題があると認められるとき。

(イ) 指示した事項の履行状況を確認する必要があると認められるとき。

(ウ) 使用制限処分の処分期間中又は処分期間経過後における使用者の改善状況を確認する必要があると認められるとき。

(エ) その他交通指導課長又は警察署長が特に必要と認めたときとした。

ウ 報告又は資料提出命令は、公安委員会が、駐車に関しての自動車の適正な使用の推進を図るため必要があると認めるときに、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるものであるから、いたずらに権限の濫用との誤解を招くことがないようにすること。

## 別添 1

### 安全運転管理者等に対する報告又は資料の提出命令に関する事務処理要領

#### 第 1 目的

この要領は、道路交通法(以下「法」という。)第 75 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、安全運転管理者が選任されている自動車の使用の本拠について、自動車の安全な運転に必要な業務の推進を図るため自動車の使用者又は安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対し、報告又は資料の提出を命令(以下「提出命令等」という。)する場合等の事務処理手続きを定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

#### 第 2 提出命令等を行う場合

安全運転管理者等に対する提出命令等は、次の場合に行うものとする。

- 1 安全運転管理者の管理下にある運転者が、交通事故又は無免許、飲酒、過積載運転等の悪質違反行為を繰り返すおそれがあるとき。
- 2 安全運転管理者等が、法第 75 条第 1 項の規定に違反し、同条第 2 項の規定により自動車の使用制限処分を受けたとき。
- 3 その他、交通指導課長又は警察署長が特に必要があると認めたとき。

#### 第 3 提出命令等の方法

安全運転管理者等に対する提出命令等は、報告・資料提出命令書(別記様式 1)により行うものとする。

#### 第 4 提出命令等の内容

安全運転管理者等に対する提出命令等は、おおむね次の事項について行うものとする。

- 1 報告を求める事項
  - (1) 安全運転教育の実施状況
  - (2) 提出命令等を行った場合において、その後に実施された対策及び措置の状況
- 2 提出を命ずる資料
  - (1) 運転日誌
  - (2) 安全運転管理規程
  - (3) 自動車運行(配車)計画書(表)
  - (4) 運行前点検簿
  - (5) その他必要と認める資料

#### 第 5 実施上の留意事項

- 1 提出命令等を行うに当たっては、安全運転管理者の正常な業務を阻害することがないようにしなければならない。
- 2 提出命令等は、自動車の使用者及び安全運転管理者の双方に対して行うことができるが、そのいずれかに対する提出命令等によって目的が達せられる場合は、そのいずれか一方にとどめること。

#### 第 6 他警察署への通報

警察署長は、第 2 に定める提出命令等を行う場合に係る事案を認知又は検挙した場合において、当該事案が他警察署管内の安全運転管理者等に係る事案であるときは、速やかに報告・資料提出命令事案通報書(別記様式 2)により、当該安全運転管理者等の事業所を管轄する警察署長に通報しなければならない。

#### 第7 報告

交通指導課長及び警察署長は、提出命令等を行ったときは、報告・資料提出命令報告書(別記様式 3)に報告・資料提出命令書(写)を添えて、公安委員会に報告しなければならない。

別記様式1

文 書 番 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

報告・資料提出命令書

貴事業所の安全な運転に必要な業務の推進を図るため必要があるので、道路交通法第75条の2の2第1項の規定に基づき、下記の報告又は資料の提出を命じます。

記

報告又は資料提出 を命ずる理由	
報告又は資料提出 の期限	年 月 日 時まで
報告すべき事項	
提出すべき資料	

別記様式2

文 書 番 号  
年 月 日

警 察 署 長 殿

警 察 署 長 印

報告・資料提出命令事案通報書

当署において、下記の対象事案を認知したので通報する。

記

認 知 日 時 検 挙	年 月 日 時 分
認 知 場 所 検 挙	
運転者の住所、 氏名、年齢	
勤 務 先	住所 事業所名
種 別	交通事故、交通違反、その他
事 案 の 概 要	
その他参考事項	

別記様式3

文 書 番 号  
年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

警 察 署 長 印

報告・資料提出命令報告書

年 月 日付をもって に対し、道路交通法第75条の2  
の2第1項の規定に基づき、報告又は資料の提出を命じた結果は、次のとおりであったから  
報告する。

記

事案発生の日時	年 月 日 時 分
事案発生の場所	
事 案 の 概 要	
対象事案に対して 講じられた改善措 置の概要	

※「報告・資料提出命令書」(写)を添付すること。

## 別添2

自動車の使用者に対する報告又は資料の提出命令に関する事務処理要領

### 第1 目的

この要領は、道路交通法(以下「法」という。)第75条の2の2第2項の規定に基づき、駐車に關しての自動車の適正な使用を図るため必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、報告又は資料の提出を命令(以下「提出命令等」という。)する場合等の事務処理手続きを定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

### 第2 報告又は資料の提出命令を行う場合

自動車の使用者に対する提出命令等は、次の場合に行うものとする。

- 1 同一の自動車につき数回にわたり放置行為が行われるなど、放置行為を防止するため必要な運行の管理に問題があると認められるとき。
- 2 法第75条第2項又は法第75条の2第2項の規定による使用制限処分に係る自動車につき、処分期間中又は処分経過後における改善状況を確認する必要があるとき。
- 3 その他交通指導課長又は警察署長が特に必要と認めたとき。

### 第3 提出命令等の方法

使用者に対する提出命令等は、報告・資料提出命令書(別記様式1)により行うものとする。

### 第4 提出命令等の内容

自動車の使用者に対する提出命令等の内容等については、おおむね次の事項について行うものとする。

- (1) 自動車の使用の態様(自動車の使用の目的、使用頻度、運転者との関係等)
- (2) 指示の履行状況
- (3) 使用制限命令の処分期間中又は処分期間経過後の改善状況等
- (4) その他必要と認める資料

### 第5 実施上の留意事項

- (1) 提出命令等を行うに当たっては、自動車の使用者の正常な業務を阻害することがないようにしなければならない。
- (2) 提出命令等を求められた者には、法律上、これに応ずる義務が課せられているが、これに違反しても罰則は科せられない。

### 第6 報告

交通指導課長及び警察署長は、提出命令等を行ったときは、報告・資料提出命令報告書(別記様式2)に報告・資料提出命令書(別記様式1)の(写)を添えて、公安委員会に報告しなければならない。

別記様式1

文 書 番 号  
年 月 日

殿

佐賀県公安委員会 印

報告・資料提出命令書

駐車に関する自動車の適正な使用の推進を図るため必要があるので、法第75条の2の2第2項の規定に基づき、下記の報告又は資料の提出を命じます。

記

報告又は資料提出を命ずる理由	
報告又は資料提出の期限	年 月 日 時まで
報告すべき事項	
提出すべき資料	

別記様式2

文 書 番 号  
年 月 日

佐賀県公安委員会 殿

警 察 署 長 印

報告・資料提出命令報告書

年 月 日付をもって に対し、道路交通法第75条の2  
の2第2項の規定に基づき、報告又は資料の提出を命じた結果は、次のとおりであったから  
報告する。

記

事案発生の日時	年 月 日 時 分
事案発生の場所	
事 案 の 概 要	
対象事案に対し て講じられた改 善措置の概要	

※「報告・資料提出命令書」(写)を添付すること。

別添 1

別記様式 1

別記様式 2

別記様式 3

別添 2

別記様式 1

別記様式 2